一般質問

令和2年9月定例会

No.	質問者			質 問 事 項
1	5番	峯尾	進	中村地区の活性化対策は
2	8番	加藤	久美	学校での色覚検査と色のバリアフリー化を
3	11番	岸	光男	家庭ごみ収集の現状は
4	1番	石渡	正次	学校の安全管理を問う
5	2番	古宮	祐二	公園遊具の安全性確保と今後の整備は
6	7番	尾尻	孝和	(1)コロナ下での学校、コロナ後の学校の取り組みは (2)町内各地に広がるナラ枯れ被害への対応は
7	3番	多田	勲	地域農業を持続的に発展させていくには
8	6番	井上	泰弘	総合計画後期基本計画(素案)について問う

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

http://www.town.nakai.kanagawa.jp/

議会事務局

TEL 81 - 3905

【問】1 中村地区の活性化対策は

5番 峯尾 進

本町は、中村・井ノ口・境地区と区分され地区の特色を発揮して繁栄してきました。最近では人口減少による世代間及び地域間格差が進んできたが、町としても地区ごとの事情に添った対応が待たれております。特に最近の中村地区においては、人口減少と少子高齢化が顕著となり、空き家の増加・商業施設の不足・バス路線の縮小などが要因と考えられており、さらには地域住民の生活の一部でもある、中村下会館が廃止対象になることで、活力・快適・安心に赤信号がともります。今後は町の方策において、土地利用などを活発化して地区の人口減少格差の偏向をなくし、バランス良い成長が望まれるところから次の質問をします。

- 1、今後策定の都市マスタープランで、特色や課題に合わせた地区ごとの将来像をどのように定めていくか。
- 2、町の南部地区、小田原市境の新たな土地利用計画は。
- 3、廃止予定の中村下会館の今後と住民サービスの低下をどのように防ぐのか。

【町長答】

本町は中村と井ノ口村が合併し 112 年を迎え、その歴史と共に先人達は、町民が暮らしやすいまちづくりを築き上げてきました。

その貴重な財産を基に、町の地域性も視野に入れた中で、将来を見据えた持続性あるまちづくりの構築に取り 組んでいく必要があると認識しております。

それでは、1点目のご質問から順次お答えいたします。

町では、平成21年3月に中井町都市マスタープランを策定し、地域別構想で井ノ口地区、中村・境地区に分け、その地域の特色に応じた将来像を位置づけたまちづくりを進めているところですが、策定から11年が経過し本町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進展や環境問題への関心が高まるなど、これまでの拡大発展型から安定成熟型へと変化してきたことから、来年度より都市マスタープランの改定に着手する予定でいるところです。

次期の都市マスタープラン策定においても、地理的条件、道路交通網、公共交通などそれぞれ地域の特色を生かした産業活動を活性化させていく必要があると認識しております。

また、本町の特徴である緑豊かな環境と調和した産業空間の創出を図るため、今年度より着手した農業振興地域整備計画との連携をとり、「今後のまちづくりの新たな道しるべ」となる都市マスタープランの改定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のご質問ですが、小田原市境につきましては、それぞれ土地所有者がいられますので、町が直接的に土 地利用計画を検討できるものではありませんが、市街化区域でもあり建築用途に合った土地利用の推進を地権者 へお願いしているところです。

町といたしましても地権者と連携し、進出希望の事業者からの相談があれば積極的に協力してまいりますので、 ご理解願います。

3点目についてですが、町の公共施設の今後のあり方についての基本方針につきましては、平成 29 年 3 月に策定いたしました中井町公共施設等総合管理計画において全体計画を定め、さらに令和 2 年 3 月に策定しました中井町公共施設長寿命化計画によって施設ごとの具体的な対応方針を定めたところであり、中村下会館につきましては建築後 42 年が経過しており、残存耐用年数が間近なものであることから長寿命化は行わず、令和 6 年に廃止・解体の方針といたしました。

現在、中村下会館を利用されている方に対しては、廃止後は他の既存施設を代替施設として活動を継続して行っていただけるよう検討を進めているところであり、改善センターや井ノ口公民館などの文化・社会教育系の施設に限らず、子育て支援センター等の保健福祉系の施設なども有効活用を図り、可能な限りサービス低下を抑えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

【問】2 学校での色覚検査と色のパリアフリー化を

8番 加藤 久美

色覚異常、色覚障害は「色弱」「色盲」とも呼ばれ、生まれつき色の見え方が多くの人とは異なることをいい、悪化することも完治することもありません。色覚異常は先天性の場合で、男子の20人に1人、女子の500人に1人といわれています。以前は、学校の健康診断の時に全員を対象に色覚検査が行われていましたが、平成15年度より児童生徒等の健康診断の必須項目から削除され、現在は希望者だけが個別に受ける検査となりました。

削除から17年が過ぎ、様々な問題が生じていることがわかってきました。児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま過ごし、授業で色の間違いをふざけていると誤解されたり、就職を前に初めて色覚による就業規制に直面するなど、子どもにとっての不利益が生じているのです。また、保護者等に対して色覚検査に関する基本的周知が十分に行われていないのではないかという指摘があり、若者たちの間で色覚異常への理解が薄れているようにも感じます。中井町の将来を担う大切な児童生徒のために、現在町内の学校では色覚検査が、どのように行われているのか。また、「色のバリアフリー」が社会的に推進されていますが、町はどのような考えをもち、配慮しているのかを伺います。

【町長答】

心身ともに健康な児童・生徒を育成するため、学校生活に支障がないよう配慮することは、学校教育において 大変重要であると感じています。また、未来を担う児童・生徒の健康課題の解決に向け、学校での保健管理の重 要性がより一層高まってきていると認識しているところでもあります

それでは、まず私から、「学校での色覚検査と色のバリアフリー化を」の「色のバリアフリーについて町がどのような考えをもっているのか」のご質問についてお答えし、「町内の学校では色覚検査が、どのように行われているか」のご質問については、教育長より後ほど答弁させていただきます。

「色のバリアフリー」、いわゆる「カラーバリアフリー」につきましては、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」が平成20年12月の改正において看板や案内板について、カラーバリアフリーに配慮することが定められ、町においても、当該条例に準じたバリアフリーの街づくりを推進しております。

また、町においても施設の更新の際には、当該条例に準じたカラーバリアフリーの観点も配慮した対応を行っていきますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

(教育長答弁)

それでは、引き続き、私から「町内の学校では色覚検査が、どのように行われているか」のご質問についてお答えいたします。

学校での色覚検査については、平成 15 年度から定期健康診断から削除され、希望者への検査へと移行しております。その後、平成 26 年 4 月に文部科学省より、学校医等による健康相談において、児童・生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査・指導を行うなど、必要に応じ適切な対応ができる体制を整えることなどが通知されました。

本町での小中学校の対応ですが、保護者等への周知については毎年、「保健だより」により、情報提供をしております。

現在のところ検査希望者は、ほぼいないと聞いておりますが、先天性の色覚異常者は、ほとんど日常生活では不自由がないために、時に色を見誤り、周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるなど、学校においても様々な配慮が求められることから、養護教諭のみならず、教職員が色覚特性について正しく理解し、学校活動における必要な配慮と適切な対応ができるよう研修を実施しております。

引き続き、教職員は、色覚異常の児童・生徒がいるという前提で授業等を行っていく必要があります。色覚について正しい知識を持ち、自らの不用意な言葉や対応で児童・生徒を傷つけることがないよう、学習指導、児童・生徒指導、進路指導などにおいて色覚の特性も考慮するなど適切な指導を行うよう、学校での色のパリアフリーに努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】3 家庭ごみ収集の現状は

1 1 番 岸 光男

ごみ収集場所で頻繁に問題が起きている。戦後、我が国は驚異的なスピードで経済発展を遂げ、世界的に見ても豊かな国に発展してきた。活発な経済活動は多種多様の膨大な廃棄物を排出するとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルが定着した。

しかし、廃棄物の処理は、環境汚染や健康被害など重大な問題を引き起こし深刻な問題になっている。

町では、分別収集を徹底し適正な処理に努めているが、ルールを守らぬ一部の人によってトラブルが起きている。 生活環境を清潔に保ち、快適な生活を送ることは誰もが望むところである。そこで町の現状を伺います。

- 1、分別の現状は。
- 2、多言語のごみカレンダーの効用は。
- 3、高齢化に伴い軽量化した扉にする考えは。
- 4、不法投棄の通報対応や投棄物の回収は。
- 5、ステーションの定期巡回やステッカーを貼られた未回収ごみへの対応は。
- 6、問題収集場所への防犯カメラ設置の考えは。

以上の点について伺います。

【町長答】

廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定し、それに基づいて一般廃棄物を処理しなければならないとされております。

本町においても一般廃棄物処理基本計画を策定し、各自治会の皆様のご協力を得ながら、廃棄物の適正な分別、収集、運搬、処理等に努めるとともに、生活環境の保全や公衆衛生の向上に日々取組んでいるところです。

1点目につきましては、ごみの収集場所は各自治会からの要望や、宅地開発等における指導により設置されており、町内全体で174箇所となっております。その中で分別ルールや、収集できない規格外のごみなどにより、少数ではありますが不適正な利用が目立つごみ収集場所について承知しており、巡回パトロールなどにより監視に努めているところです。

2点目につきましては、近年、外国人居住者が増えてきており、ごみの分別や出し方マナーの向上を図るべく、 令和元年度に多言語に対応した、ごみ収集カレンダー及びごみと資源の正しい出し方ガイドを作成し、町内企業を 通じて町内在住従業員の方への配付をさせていただいたほか、転入手続き時に配布を行っており、引き続き分別ル ールの周知徹底に取組んでまいります。

3点目につきましては、自治会要望などにより、修繕等の必要な個所について現地確認を行いながら、利用に際し支障とならないよう修繕を実施しております。今後の修繕においては、扉の改良についても考慮しながら、対応してまいりたいと考えております。

4点目、5点目、6点目については、ごみ収集場所でのご質問となりますので、3点まとめてお答えさせていた だきます。

ごみ収集場所における分別不徹底等による回収できないごみについては、町民の方や収集運搬業者からの連絡により、職員が現地を確認するとともに、衛生面やごみステーションの利用に際し、支障が生じないよう対応しております。その場での職員による回収や、ステッカーを貼った状態で2週間程度様子をみた後に回収するなど、現地の状況で判断しております。また、このような職員によるごみ収集場所の巡回のほか、シルバー人材センターと不法投棄パトロールの委託契約を結んでおり、不法投棄パトロールに併せ、ごみ収集場所の巡回や未回収ごみの回収を実施しております。今後においても、ごみの減量化や資源化を推進するため、分別ルールの周知徹底や巡回パトロールの強化など、町民皆様の意識啓発に取組むこととしており、防犯カメラの設置について現時点では考えておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

【問】4 学校の安全管理を問う

1番 石渡 正次

学校教育における安全は、子どもたちの行動の規則や施設設備の点検整備を行う安全管理と、子どもたちが自分たちの生活の中で危険に気づき、的確な判断をして行動できるような能力を身につける安全教育によって確保することができると言えます。したがって、子どもたちが危険な状態に出会うことがないよう、学校環境を整備すると共に子どもたちが発達段階に応じて危険の予測をしたり回避をしたりするなど、安全能力を育てることが課題になってきます。そして、この両者を効果的に進めるためには、教職員の役割を明らかにし、協力する体制を築くことは勿論のこと、地域社会との連携を緊密にするなど、組織の充実に努めることも大変重要であります。そこで、学校安全における安全管理及び保護者や地域社会との連携等について質問をします。

- 1、学校安全計画の作成の手順や配慮は。
- 2、安全管理(学校生活・学校環境・通学安全・災害発生時等)に関する取り組みと配慮は。
- 3、保護者や地域社会との繋がりの実際と配慮は。
- 4、安全管理の評価とその後の活用は。

【町長答】

新型コロナ感染症の影響により、今年の夏休みは、いつになく短いものとなってしまいましたが、学校再開後、 子供たちは元気に学校生活を送っています。

日ごろから、子どもたちの登下校の見守りや学校活動の支援にあたってくださる地域の皆様方には、あらため てこの場をもちまして感謝申し上げる次第であります。

それでは、石渡議員ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

それでは、私からお答えします。まず 1 点目についてですが、学校安全計画は、安全教育や安全管理に関する 事項及び安全に関する組織活動などが盛り込まれ、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画であ ります。

作成の際には、学校安全の運営方針や指導事項、取組のねらい・内容等について、すべての教職員の共通理解が図られるように配慮します。

各校においては、毎年作成されている計画の中に安全教育や安全点検、教職員の研修等が盛り込まれております。また、各教科や特別活動等の年間指導計画にも安全指導等の内容が示されています。

2点目のご質問についてお答えいたします。学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故、災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童・生徒の安全の確保を図ることを目指して行われています。

各校においては、児童・生徒が避難訓練や防災学習をとおして、災害時の身の安全の守り方などについて学ん

でいます。教職員は、毎学期に1回以上行う施設・設備及び防火、防災、防犯に関する安全点検、毎月1回行う校地、教室、トイレ等の安全点検を実施し、日常の安全な学校環境を整備しています。また、休み時間、授業中、クラブ活動・部活動、給食の時間、清掃活動など、あらゆる学校生活の場面において、児童・生徒の安全確保のために注意を払いながら、不審者対応などの緊急事態発生の場合にも備えています。

併せて教育委員会と学校、保護者などと連携した通学路点検の実施、災害発生時に備えて定期的な避難訓練の 実施、こども園・各校と連携して引き渡し訓練も実施しています。

続いて、3点目のご質問についてお答えいたします。保護者の理解と協力のもとで、学校安全の視点を取り入れた学校運営や地域ぐるみで、安全・安心な学校づくりの充実を図っています。町内一斉引き渡し訓練の実施、総合防災訓練への児童・生徒の参加、子ども安全パトロール員による見守りや交通安全指導、通学路点検、まちコミメールでの不審者情報等の発信などを行いながら、子どもの安全確保に努めています。そのため、学校では、保護者や地域の関係者との情報共有や意見交換などを日常的に行っております。

次に、4点目のご質問についてお答えいたします。安全管理の評価は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにあります。

各校では、学校評価アンケートに安全管理に関する項目を入れ、毎年安全管理の評価を実施しています。その 評価結果をもとに、学校環境や児童・生徒の実情に合わせ、次年度の安全管理計画に生かしています。

また、教育委員会では、安全防災担当者研究会を開催し、こども園や各校の取組、地域の事故等の事例を収集・分析し、学校における学校安全計画の改善を促すなど、学校安全管理のより一層の推進を図っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】5 公園遊具の安全性確保と今後の整備は

ク悉 古宮 枯二

町内には大小26の公園があり、町民の憩いの場となっている。地域住民の協力を得ながら可能な限り存続してほしいと考える。子どもの運動能力を伸ばすには、幼児期の遊びが重要で、遊具を使っての公園遊びも効果的であるが、町内公園の遊具の設置時期は古く、ブランコ、鉄棒、滑り台といった昔からの遊具が大半を占め、遊具のない公園もある。ブランコ周辺には安全柵がほぼ設置されているが、滑り台滑降部の側板は、16cm以上が主流だが、9cmと浅いものもあり、落下事故もある。今後は高齢者の向け健康遊具も求められることから質問します。

- 1、遊具の点検と修繕・廃止等の対応状況は。
- 2、遊具の安全性の確保と改善は。
- 3、境グリーンテクパークに遊具再設置の考えは。
- 4、厳島湿生公園にアスレチックベンチ等の健康遊具を設置する考えは。
- 5、遊具の設置されていない公園の活用は。
- 6、地域住民の公園管理の現状と課題は。

【町長答】

町民の健康増進や憩いの場、地域の避難場所として公園施設を配置しており、地域の児童公園においては、町が定期的に遊具の点検を行い、日常管理においては自治会と連携を図り維持管理に努めております。

それでは、古宮議員の質問に順次お答えさせていただきます。

先ず、1 点目、2 点目の遊具の点検・安全性・修繕等に係わるご質問についてお答えいたします。

公園遊具の構造等に関する法的基準はありませんが、国では、遊具に関わる事故発生が頻繁に発生したことを踏まえ、民間の遊具製造業者は、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を基に、平成14年に安全確保に関わるガイドラインを策定し、現在はそのガイドラインに沿った遊具の設置が行われております。

本町の遊具には、ガイドラインが示された以前の遊具もあることは承知しておりますが、示された基準に沿った遊具の更新には諸課題も多いことから、日々の目視点検と共に、専門業者による年2回の遊具点検を行っております。

点検結果により、使用に問題がある遊具については、直ちに使用禁止の措置を行うなど、緊急度等に応じて優 先順位をつけて修繕対応しておりますが、修繕が困難な遊具においては、地元自治会と相談の上、撤去や代替遊 具の整備も含めた取組も行っております。

3点目のご質問ですが、この公園は「グリーンテクなかい」の工業系の基盤整備に基づき整備された公園で、 区画全体を自然緑地と一体性のある整備を目的に画地造成されたことから、当公園の遊具においても木製資材が 使われました。

整備されてから 22 年が経過し、遊具の点検において木製部分の腐食の進行により使用禁止の判定を受け、使用されている木製材が入手困難であったことも踏まえ、平成 29 年 3 月に遊具の撤去を行いました。

現時点では、遊具の再整備は考えておりませんが、今後の公園利用の状況や利用者からのご意見も参考としながら検討してまいります。

4点目のご質問ですが、当公園内は神奈川県自然環境保全地域に指定されており、自然的な景観を保つ観点から設置する予定はございません。

5点目のご質問ですが、一部の公園では遊具の設置をしておりませんが、自治会活動の場として、子供たちはボール遊びなど自身の創意工夫の中で適切に利活用していただいていると認識しております。

6点目のご質問ですが、地域にある公園は、自治会の方で清掃や草刈りなど、できる範囲の管理をしていただいておりますが、高木の剪定や施設の修繕など、自治会で対応が困難な部分は町で対応することとしております。 トイレの利用状況や公園利用者のゴミの放置などの課題はございますが、今後も引き続き地域と連携した公園管理に取り組んでまいりますのでご理解願います。

【問】 6 (1)コロナ下での学校、コロナ後の学校の取り組みは

7番 尾尻 孝和

新型コロナウイルス感染症の影響のもと、子どもたちは大きなストレスをかかえつつ毎日を過ごしています。 また、学校もさまざまな困難をかかえながら、教職員・関係者の日々の努力で子どもたちの安心・安全、そして 学びと成長を確保しようと、取り組みがおこなわれています。

- 1、コロナ下での子どもたちの状況はどのようになっているか。
- 2、子どもたちの心身のケアをしっかり行ううえで、どういった対応をされているか。
- 3、学習の遅れを取り戻そうとするあまり、無理なカリキュラムになっていないか。
- 4、子どもたちの安心・安全の確保と学びへのきめ細やかな援助をすすめるには少人数学級が最も効果的と考えるが、取り組みの方向は。
- 5、コロナ下で再度の休校があり得ないわけではありません。その際のICT活用をどのように見込んでいるか。
- 6、来年4月から全学年でGIGAスクールの取り組みが始まるが、教育のそもそもにかかわる問題として、 どのようなことを認識されているか。

【町長答】

1問目につきましては、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

それでは、1問目のご質問「コロナ下での学校、コロナ後の学校の取り組みは」について、私からお答えします。

まず 1 点目ですが、現在、児童・生徒は、各校が作成した学校再開ガイドラインや中井町立学校の教育活動再開等に関するガイドラインに従い、新しい生活様式を踏まえ、教育活動と感染症対策の両立に向けた工夫と配慮の中で、元気に学校生活を送っています。学校では、できるだけマスクを着用し、手指消毒や手洗い・うがいを徹底するなどの、感染防止対策をとりながら学習や部活動などに取り組んでいます。

また、3密を防ぐための工夫としては、冷房を稼働しながらの換気、机の間隔を十分確保するためのオープンスペースの利用、クラスを半分に分けて2つの教室を使用した授業、密集を避けるため、手洗い場に並ぶ際の目印としてテープや足跡マークを設置するといったことを行っています。

続いて、2点目のご質問についてお答えいたします。コロナ禍において、児童・生徒が心配したり、不安を感じたりすることは自然なことであり、その気持ちをありのままに表現することが大切であります。

教職員は、アンケートを実施して児童・生徒の心や体の状態を把握したり、児童・生徒の声に積極的に耳を傾け、理解する姿勢を心掛けたりしながら、児童・生徒の心のケアに取り組んでいます。必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラーによるカウンセリング等の支援も行う体制を整えています。

3点目のご質問ですが、学校では、長期休業期間を短縮し、時間割編成を工夫したり、学校行事の精選について検討したりするなど、学校全体で年間指導計画を見直し、教育課程を再編成し、実施しています。学校は、児童・生徒の健康や生活リズムに十分に配慮しながら、児童・生徒の学びの保障に努めています。

次に、4点目のご質問についてお答えいたします。すべての子どもの学びを保障するためには、少人数による きめ細かな指導体制は有効であると考えます。様々な児童・生徒の声に耳を傾けることができる学習環境は、良 好な人間関係の基盤づくりだけではなく学力の向上にもつながります。

実際に、算数・数学では、少人数での授業を行っており、児童・生徒にも好評であると聞いております。また、 TT の加配も効果があると聞いておりますので、様々な教員配置を検討していく必要があると考えています。

続いて、5点目のご質問についてお答えいたします。臨時休業があった場合、ICTを活用した学習は、子どもたちの学びの保障のために有効であると考えます。

オンラインで学習課題のやりとりを行ったり、学習支援ソフトの活用により、児童・生徒が基本的事項の学習を 行い、児童・生徒の学習支援を行うことができると考えます。また、学習面のサポートだけではなく、健康観察 にも活用できると考えていますので、積極的な活用を図っていきます。

6点目のご質問ですが、学習指導要領には、情報活用能力の育成を図るために、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習の充実を図ることが示されています

これまで実践されてきた学習指導だけではなく、ICT機器も活用することにより、より一層わかる授業が促進され、学習意欲の向上とともに児童・生徒の情報活用能力を高めることが期待されます。教育委員会としても最大限にICT機器を活用した学習活動の充実に努めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

【問】6 (2)町内各地に広がるナラ枯れ被害への対応は

7番 尾尻 孝和

今年の夏、町内の緑の山林のあちこちに立ち枯れが発生しています。そのほとんどがナラ枯れの被害木で、今後の拡大が懸念されます。

- 1、ナラ枯れの原因と発生が広がった要因について、どのように認識されているか。
- 2、現在の被害状況と、今後の被害の展開をどのようにみているか。
- 3、行政としての対策の方向性は。

【町長答】

町内で散見される「立ち枯れ」を直ちに「ナラ枯れ」と断定することはできませんが、「ナラ枯れ」自体は神奈川県において 2017 年に初めて箱根町や三浦市などで被害が確認されて以降拡大しており、大変心配しております。

1点目についてですが、「ナラ枯れ」は、病原菌を持つ虫が木に入り込み、木が菌に感染して枯死する病気で、 樹木が燃料などの資源として利用されなくなったことから、菌を媒介する虫が繁殖しやすい幹の太い木が増えた ため拡大したと考えられています。

2点目については、神奈川県内ではここ最近「ナラ枯れ」が多くなったと見受けられます。現在神奈川県が県内の状況を調査していると伺っていますが、中井町で「ナラ枯れ」と疑われる場所は数十か所あり、今後も被害が拡大するのではないかと懸念しています。

3点目については、「ナラ枯れ」の被害の拡大を防ぐためには、早期発見と初期対応が重要となってきます。

公有地や公共施設内での「ナラ枯れ」については、安全に配慮する必要性があるかなどを踏まえ、町において 対応を検討してまいりますが、民有地における被害については、まずは情報提供をいただくこと。そして情報提 供をいただいた際には、隣接地域への被害拡大等、町のみならず広域的な対策が必要と考えるため、専門的な知 見を持つ県担当部署と連携し、また周辺自治体と情報共有に努めてまいりますので、ご理解いただければと思い ます。

【問】7 地域農業を持続的に発展させていくには

3番 多田 勲

今、日本の農業は、農家戸数の減少や農業従事者の減少と高齢化、そして後継者不足・担い手不足など、多くの問題を抱えています。

農業を行っている人々の平均年齢は 66 歳を超え、後継者不足により耕作放棄地が各地に広がり、併せて鳥獣被害も拡大しています。

地域の農業を元気に活性化させるためには、まず農業者の経営安定、担い手の育成、また多くの新規就農者を確保する、このような施策で将来にわたり、地域農業を持続的に発展させていくことが大変重要と考えます。むるん、農業振興は社会情勢や消費者ニーズ等の影響が大きく、一行政だけでの努力では、農業の諸問題の解決は困難であろうと推察するところですが、中井町全体を見渡すときに、農業はその生産性はもとより、集落維持機能、さらには災害防止機能といった重要な基幹面を持っており、町施策の中でも重要な位置を占めています。町は施政方針等で農政の様々な振興策に取り組んでいますが、振興施策の効果や農業の進展が非常に見えづらくなっているかと思います。これまでの取り組み経過と、今後どのような計画、方針で事業を推し進めるのかについて伺います。

- 1、鳥獣被害の現状と対策は。
- 2、耕作放棄地を解消(減少)させる施策は。
- 3、農業の担い手を増やし、定住促進する取り組みは。

【町長答】

本町の農業を持続的に発展させていくためには、農産物の生産環境を整え、農産物が確実に販売でき、農業所 得の向上につなげていくことが町の農業振興を図るうえでも重要なことであると認識しております

1点目のご質問ですが、鳥獣被害は年々広がり、今は、町域全体に及んでいるような状態です。

猟友会のほか、古怒田・松本・藤沢・井ノ口など7地区をはじめとし、農家自らも駆除活動を行っておられます。

わなに掛かった大型獣は猟友会などで止め刺しを行い、昨年度は 104 頭のイノシシをはじめ、タヌキやハクビ シンなど 191 頭が駆除されました。

町でも猟友会や農協などの関係機関と連携した有害鳥獣駆除活動を実施しており、課題である捕獲後の処分などについては、県に対する県主導の仕組みづくりの要望活動も継続しつつ、引き続き対策に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目について、回答させていただきます。

農業者の高齢化や、農業後継者の農業離れによる担い手不足などを要因とした耕作放棄地の増加は、全国的に 大きな問題となっております。

町内の耕作放棄地に関しては、毎年、農業委員会による農地パトロールを実施しておりますので状況を把握しておりますが、年々増加の一途をたどっています。

町としては、「農とみどりの整備事業」など、農道の整備などによる農作業の効率化を図るハード面での取組 みと、新規就農者のほか、農業法人への遊休農地の斡旋や、集落営農の取組みの検討、耕作放棄地解消費用の助 成など、ソフト面での対策にも取り組んでいるところです。

次に3点目についてですが、新たに就農を希望される方や、農家の後継者が農業に従事また帰農するために、 技術取得や農業経営が確立できるよう、引き続き農業アカデミーなどの関係機関と連携を図り、各種支援を講じ てまいりたいと考えます。

また、新たな就農の相談を受けた際には、町内の農地だけではなく、中井町での定住に関する補助事業も案内させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

【問】8 総合計画後期基本計画(素案)について問う

6番 井上 泰弘

本町では、まちづくりの指針である「第六次中井町総合計画」を平成28年度から10年後の令和7年度までの将来像を描いた長期的な計画として策定しており、社会情勢の変化等に対応できるように、前期・後期に分け、令和3年度から5カ年の後期基本計画を、現在策定中であります。

全国的に人口減少や少子高齢化が進展し、住民の生活や行政サービスへの影響が懸念され、中井町においても、 人口減少に伴う町民ニーズの多様化、公共施設等の老朽化への対応が喫緊の課題となっています。

そのような中、前期基本計画の成果や進捗状況等を評価・検証し、本町を取り巻く社会経済情勢や住民意向等の把握・分析を踏まえ、今後5年間の町が取り組むべき施策を定める重要な計画が後期基本計画であります。 現在策定中の後期基本計画(素案)について伺います。

- 1、人口ビジョンに対する施策は
- 2、基本理念の施策への反映は

【町長答】

町では、令和3年度からの5か年を計画期間とする後期基本計画の策定にあたり、昨年度から前期基本計画の評価、本町を取り巻く社会経済状況などの分析や、町民アンケート・ワークショップなどを実施し、現在は、素案についてのパブリックコメントを行い、計画の策定に向け取り組んでいるところです。

1点目につきましては、現行の人口ビジョンは 2060 年に約7,000人の人口を確保するとしていますが、現在の本町の人口は、人口ビジョンの目標と大きく乖離していることから、後期基本計画の策定にあたり、人口ビジョンは 2060年に約6,000人の人口を確保、合計特殊出生率は 2065年までに国民希望出生率の1.80まで上昇に時点修正をしています。

この人口ビジョンは若年層を中心とした転出抑制と転入の増加、合計特殊出生率の上昇等に取り組み、人口減少と少子高齢化の抑制、年齢構成バランスの改善を図ることによる目標の達成を前提としていることから、後期基本計画においては、「里都まち♡なかいネウボラ」をはじめとした子育て・子育ち支援施策等の定住促進施策に取り組むなど、重点プランに掲げる施策中心に、各施策を推進していくことで、人口ビジョンの目標達成を目指してまいります。

2点目につきましては、令和7年度までの第六次中井町総合計画では、少子高齢社会・成熟社会の更なる進展、 地球規模での環境問題の顕在化、地震や風水害、噴火など自然災害に対する安全・安心な地域づくりなどの課題 を見据え、持続可能なまちづくりの実現に向けて、「活力」「快適」「安心」を基本理念として定めています。

前期基本計画においては「活力」「快適」「安心」の3つの基本理念を実現していくための柱となる取組として、「活力」を生み出す里都まち交流人口増加プラン、「快適」な里都まちライフスタイルによる定住促進プラン、「安心」を支える里都まち地域づくりプランの3つを重点プランとして各種施策に取り組んでまいりました。

後期基本計画においては、3つの基本理念を実現していくための柱となる取組として、産官学民の連携で生み出す「活力」ある里都まち関係人口プラン、環境共生の「快適」な里都まちライフスタイルによる町民いきいきプラン、多様な人材が活躍して助け合う里都まち「安心」暮しプランを重点プランとし、人口減少の現実を受け止めながらも、活力ある持続可能なまちづくりの実現に向け、分野別の各種施策に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います